

第6章

新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

(市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成)

6-1-1 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり

《現状と課題》

市民が生き生きと暮らせるまちであるためには、市民の創意や意欲をまちづくりに活かすことが大切です。近年、意欲や能力を備えた多様な主体が公益活動に携わる機会が広がっており、地域社会の課題解決や地域の魅力創出などに寄与することが期待されています。そのためにも、市が基礎自治体としての本来の役割を果たす一方で、NPOや市民活動団体等が担い手となって公共的・公益的な取り組みを実践していく機会を増やすことが求められます。

こうした状況から、市の魅力創出や地域の課題解決のために、市民の創意と意欲を活かしたまちづくりを進めるための制度や環境の充実が必要となっています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民の創意と意欲が様々な場面で発揮され、多くの市民が地域の課題解決や魅力創出に関わっている状態

〔施策の方針〕

市民のアイデアや地域の力が市政や地域に活かされる市民協働の機会を増やすため、市民公益活動への支援策を拡充するとともに、市民公益活動に関する情報の発信など、機会や場面に応じた施策の展開を図ります。

《施策の方向》

施策1) 地域社会を育む市民活動の支援

市民等が行う地域社会づくりを促進するため、市民活動団体から提案のあった公益性・社会貢献性がある事業に対する支援や、市民活動を体感できるイベントの開催、市民や市民活動団体等との双方向の地域情報交換の促進などに取り組みます。

〔主な取り組み〕

- ・ 公募により提案された市民公益活動の支援
- ・ 市民活動サポートセンター機能の充実

施策2) 市政への市民の参画の促進

市政への市民の参画を促進するため、審議会等の会議を公開し、委員の公募を積極的に進めるとともに、知識や経験を有する多様な人材の発掘に努めます。

〔主な取り組み〕

- ・ 審議会等の委員の公募の推進

6-1-2 市民との情報共有の推進

《現状と課題》

市民の信頼や理解を得ながら市民ニーズに即した行政運営を行うためには、積極的な情報提供により透明性を確保するとともに、市民の声を収集・反映することが必要です。また、市政への市民の参画を促し、協働のまちづくりを進めるためにも、市民との情報共有は不可欠です。

本市では、市のホームページのほか、広報紙をはじめとした様々な刊行物による情報提供を行ってきました。

近年は、携帯サイトを含むインターネット等が、若い世代等への情報伝達手段としてますます注目されています。東日本大震災においても、その即時性・有効性が認められました。

また、市民への説明責任が求められる中、公文書の開示や市政に関する情報の積極的な提供も、重要性を増しています。

さらに、市民の声を収集としては、市民意識調査や市政モニター制度等を行っていますが、手法の見直しや市民参画の機会の充実と、市政へのさらなる活用が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

必要な情報が必要な市民に行き渡るとともに、市民意見や市民のニーズが的確に把握され、行政運営に反映されている状態

〔施策の方針〕

市政への市民参加の促進を図るため、様々な媒体を通した市民への情報提供の充実を図り、市民ニーズの把握と行政運営への活用を進めます。

《施策の方向》

施策1) 多様な媒体による市民に対する情報提供

市政に関する情報が適時に、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報公開を総合的に推進します。その一環として、広報紙の充実やホームページの内容等の精査に加え、高齢者や障害者等の利用に配慮して情報バリアフリー化を進めるなど、各種媒体を通した広報活動の充実を図ります。中でも今後ニーズがより一層高まると考えられるホームページについて、その内容を拡充するとともに、今後のICT（情報通信・コミュニケーション技術）の進歩を常に意識し、様々な可能性を検討します。

〔主な取り組み〕

・ 広報紙のほか、ホームページなど多様な媒体による広報活動の充実

施策2) 市民の声の収集と活用

市民ニーズに対応した行政運営を行うため、市民意識調査等を活用した意見収集や、広範な市民の声の収集と活用を進めます。

〔主な取り組み〕

- ・ 郵送のほか、窓口やウェブサイトの活用など多様な手法による市民意識調査等の実施

6-2-1 ふれあいに満ちたコミュニティの育成

《現状と課題》

市内の各地域では、古くから、町会・自治会等を基礎としたコミュニティ（地域共同社会、近隣社会）が形成され、相互のふれあいや交流を通じて連帯感を深める活動が進められてきました。

しかし、近年、生活者の価値観が多様化し、ライフスタイルが個人を中心としたものへ変化する中、町会・自治会の加入率は微減傾向にあり、かつての地域の連帯感や相互扶助意識の希薄化が懸念されています。

また、同時に各地域にはそれぞれの特色や課題があることから、これまで行政が提供してきた一律の公共サービスでは、適切に対応できないケースも予想されます。

だれもが魅力を感じ愛着の持てるまちづくりを進めるには、地域の個性と実情、生活者の視点を重視した取り組みが求められることから、コミュニティの担い手となる町会・自治会への加入促進や活動支援策の展開により、住民が主体となった活動の活性化を図るとともに、NPO、ボランティア団体等が積極的にまちづくりに参画する機会を広げていくことが大切です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

町会・自治会をはじめとする様々な団体が、まちづくりや地域課題の解決に向けて連帯感を持って活動している状態

〔施策の方針〕

地域のニーズに対応するため、町会・自治会等によるコミュニティ活動を支援します。

《施策の方向》

施策1) コミュニティ活動の促進

地域で活動する様々な団体が効果的な取り組みを展開することにより、地域の力が最大限に発揮されるよう、町会・自治会や地区社会福祉協議会、民生委員、PTA等の団体の活動や連携を支援します。

〔主な取り組み〕

- ・町会・自治会等への活動支援
- ・防災・防犯体制の強化、地域福祉の推進

施策2) 活動環境の充実

コミュニティを育む交流拠点として、町会・自治会館等のコミュニティ活動拠点の整備や活用を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・コミュニティ活動拠点の整備
- ・学校施設や公共施設の活用の促進

6-3-1 男女共同参画社会の形成

《現状と課題》

わが国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題として位置づけ、少子化やワーク・ライフ・バランス等の観点から積極的な議論や男女平等の実現に向けた様々な取り組みを展開しており、本市においても各種の取り組みを展開しています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識が未だ根強く残っており、男性の家事・育児・介護・地域活動への参画が少なく、政策や方針決定過程への女性の参画も依然として少ないなど、男女が家庭・地域・職場等のあらゆる場面において平等な立場で参画できる環境は十分整備されているとはいえません。加えて、女性に対する暴力が後を絶たないといった問題も残されています。

こうしたことから、個性や能力が発揮できる社会の創造に向けて、幼少期からの教育や意識啓発を促進するとともに、男女がともに尊重しお互いを理解し合いながら活躍することができる社会環境の整備に取り組むことが求められます。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

人権が尊重され、男女が平等である社会が実現している状態

〔施策の方針〕

あらゆる分野において、男女が平等な立場で参画できる社会を実現するため、意識啓発や社会環境の整備に取り組みます。

《施策の方向》

施策1) 男女共同参画の環境づくり

男女平等意識の醸成と共同参画の促進を図るため、男女平等教育や意識啓発を行います。また、家庭や地域、職場における男女共同参画の環境整備として、子育てや介護などの支援体制の充実に努めるとともに、企業が行う就労環境の整備・改善に関する取り組みを促進します。これにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・男女平等意識を高めるための講座の開催
- ・就労、仕事と生活の両立に関する制度の周知・支援

施策2) 政策・方針決定の場への共同参画の促進

男女がともに政策・方針決定の場へ参画することで、両者の意思が反映された社会を実現するため、関係機関とも連携し、女性の積極的な登用を促します。その一環として、市の女性職員の人材育成や能力開発、男女が共に働きやすい職場環境づくりをすすめ、政策・方針決定に関与する職への登用を促進します。

〔主な取り組み〕

- ・各種審議会等への女性委員登用の促進

施策3) 女性と男性の間に生じる暴力^(注62)の根絶

人権尊重の精神にもとづいた教育や意識啓発を進めるとともに、女性と男性の間に生じる暴力の根絶に向けて、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。配偶者等からの暴力被害者に対しては、被害者の立場に立って必要な支援を行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 人権を尊重する教育・意識啓発の推進
- ・ 配偶者等からの暴力被害者の保護・自立支援
- ・ 男女が抱える様々な問題の解決に向けた相談の実施

施策4) 男女共同参画の計画的な推進

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを幅広い分野で網羅的に進めるため、男女共同参画計画に沿った施策を推進します。

〔主な取り組み〕

- ・ 男女共同参画計画の進行管理

6-4-1 高度情報社会の構築

《現状と課題》

本市では、これまで主に事務の効率化を目的に汎用機^(注63)を利用した基幹業務システム^(注64)の構築と運営を進めてきました。限られた予算の中で行政サービスの高度化を図る必要があるため、事務効率化に対するニーズは高く、さらにサービスの高度化や業務内容の変化等に対応するためにも、業務システムの最適化が必須となっています。このため、透明性・公平性を確保しつつ効率的な調達を進めるとともに、業務システムの改修や整備を進めることが求められます。

一方、こうした情報化の進展により、個人情報の漏えいなどのリスクが増加しています。市では住民情報をはじめ、税情報や福祉情報など個人情報を多く取り扱っていることから、情報セキュリティ対策の充実が強く求められています。

さらに、ここ10年でインターネットをはじめとするICT（情報通信・コミュニケーション技術）環境は急速に発展、普及しました。こうした背景を踏まえつつ、ICTを活用した市民サービスの向上や地域情報化の推進により、地域の活性化を進めることが求められます。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

行政内部の情報化により業務の効率化が図られているとともに、市民がインターネット等を利用して手軽に行政サービスの利用や暮らしに役立つ情報交換等を行っている状態

〔施策の方針〕

市民から信頼される行政運営の実現と業務の効率化を図るため、業務システムの再構築を進めるとともに、情報セキュリティ^(注65)に関する取り組みを推進します。

また、市民サービスの向上を図るため、インターネットを利用した手続きや地域情報化に関する取り組みを推進します。

《施策の方向》

施策1) 業務システムの最適化

行政事務の効率化及び市民サービスの向上を主たる目的として、ニーズや時世に応じた業務システムの新規導入、再構築等を推進します。その際、調達ガイドライン^(注66)をもとに効率的かつ適正な調達を行います。また、情報セキュリティの向上のため、情報セキュリティ対策基準を毎年度点検し、職員への指導を徹底します。

〔主な取り組み〕

- ・オープン化技術の採用による業務システムの再構築^(注67)
- ・情報セキュリティ対策の向上

施策2) 市民サービスの向上及び地域情報化の推進

市民がいつでもどこでも行政サービスを利用することができるよう、インターネットを利用した手続きの拡大を図ります。同時に、市民が安全・安心にインターネットを利用できるよう、情報セキュリティ対策の普及を進めていきます。

また、市民が主体の地域づくりを支えるため、防犯・防災といった緊急情報や子育て・健康情報等、暮らしに役立つ情報を提供し、交換できるようなシステムの改良・向上に努めます。

〔主な取り組み〕

- ・ インターネットを利用した手続きの拡大
- ・ メールによる情報発信の拡大
- ・ 情報セキュリティ対策の普及

